

平成29年度

国・県の施策及び予算に関する提案・要望

山 梨 県 町 村 会

平成29年度 国・県の施策及び予算に関する提案・要望

1	町村自治の確立について	1
2	地方創生の推進及び人口減少社会対策について	2
3	町村財政基盤の強化について	4
4	山梨県地方税滞納整理推進機構の継続設置について	6
5	情報通信基盤整備による地域間情報格差の解消について	7
6	防災・災害対策の強化について	8
7	国民健康保険の安定運営の確保について	10
8	地域医療の充実について	12
9	がん検診及び定期予防接種に対する財政支援について	13
10	医療費助成制度について	15
11	介護保険事業の国庫負担等の拡充について	17
12	身体障害者手帳及び精神障害者福祉保健手帳の交付までの期間の短縮 について	18
13	森林の保全対策について	19
14	林業・木材産業の振興及び特用林産物の生産振興について	21
15	野生鳥獣被害対策の継続強化について	23
16	太陽光発電施設適正導入ガイドラインの運用について	25
17	農業振興地域制度について	27
18	道路網の整備促進について	28
19	治山治水事業の推進強化について	30
20	上水道・下水道事業の安定的な経営確保について	32
21	社会資本総合整備事業関係予算等の充実について	35
22	空き家対策の推進について	37
23	教育環境の充実について	39
	道路整備箇所	41
	河川整備箇所	45

1 町村自治の確立について

【提案・要望の要旨】

国と地方が真に対等・協力の関係のもと、基礎自治体である町村の更なる自主性・自立性を高めた分権型社会の構築を推進すること

【現状と課題】

- 平成12年の地方分権一括法施行後、町村は、基礎自治体として地域の実情に沿った個性あふれる行政を主体的に展開していくこととなりました。
- しかしながら、町村を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化及び人口減少の進行並びに地域産業の衰退など依然として厳しい状況にあり、主体的な行政経営ができていないとは言えません。
- このような状況に適切に対応し、町村が発展し続けるためには、基礎自治体を中心とする地方公共団体が、税財政を含めた中で、自主的かつ自立的に行政を担うことができる仕組みに転換する必要があります。
- こうした中、地方分権改革における、地域の実情を考慮した「提案募集方式」については、町村からの提案は全て対応することを求めます。
- なお、平成28年度、当県においては複数の町村が内閣府との事前相談を行いました。事前相談した5件のうち本提案に至ったのは1件のみでした。取り下げとなってしまった提案については公表されないため、取り下げとなった理由も他の町村に知らされず、次の提案につなげることもできません。より効果的に制度を運用し、地方分権を推進していくためには、事前相談で取り下げた提案についても公表する必要があります。
- また、国が従前から検討している権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等については、引き続き国自らが検討し、町村に権限を移譲する場合には、人件費を含めた財源も一体的に移譲する必要があります。
- 今後も引き続き、国と地方が真に対等・協力の関係の中で、実効ある対話を積み重ね、結果として目に見える形で成果を上げ、さらなる町村の自主性・自立性を高めた分権型社会を構築していく必要があります。
- 一方、道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、財源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏がますます豊かになり、財源や投資力に乏しい農村や山村との地域間格差は一層拡大し、加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念があります。したがって、これらの状況を招く道州制は、導入してはなりません。

【具体的提案・要望内容】

- 1 提案募集方式について、町村からの提案は全て対応
- 2 提案募集方式の内閣府との事前相談で取り下げとなった提案については、その理由等を明示した中で公表
- 3 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限移譲の推進
- 4 義務付け・枠付けの廃止・縮小と法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大
- 5 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化
- 6 町村へ権限を移譲する際の人件費を含めた必要となる財源の一体的移譲
- 7 道州制の非導入

2 地方創生の推進及び人口減少社会対策について

【提案・要望の要旨】

地方創生及び人口減少社会対策を町村の実情を最大限考慮して進めること

【現状と課題】

- 日本の人口は、平成20年をピークに減少に転じ、今後加速度的に人口減少が進み、2060年には、9千万人を割ることが推測されています。このような中、まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に施行され、東京圏の人口集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、町村において人々が将来に渡り、夢や希望を持ち続け、その地で安心して暮らすことを可能とする基盤づくりは、今、まさに待ったなしの状況となっています。そのために町村は総合戦略を策定し、その目標達成に向け取り組んでいるところであります。
- まち・ひと・しごと創生法における「まち・ひと・しごと」の中で最も重要で、難しい課題が「しごと」の創生だと考えられます。地方でのしごとの少なさが東京圏への人口の流出の要因の一つとしてあげられ、地方で育った若年層がしごとを求め東京圏へ流出し、その結果、地方の高齢化に大きな影響を与えています。一度流出した若年層を再び地方へ戻すことは容易ではありません。その流出に歯止めをかけるためには、町村におけるしごとの創出が急務ではありますが、財政規模の小さい町村が単独で東京圏と同様の条件でのしごとの創出は、大変厳しい状況となっています。
- 国は、政府関係機関移転基本方針により、様々な機関等の移転が決定され、山梨県においても森林技術総合研修所の一部移転が決定されましたが、これは単なる研修を開催する場所でしかなく、政府機関移転には程遠いものがあります。これでは、地方に仕事を創生するとは言えないことから、さらなる政府関係機関の地方移転が必要です。
- 次に「ひと」の創生ですが、地方から東京圏への人口流出のもう一つの要因である就学時における流出は、町村において中学校卒業までの支援策は、充実したものとなっていますが、高校入学から大学卒業までの間の支援策は、十分なものとは言えず、県境地域の町村では、県外の高校へ進学するため、その際の入学条件となる住居要件により、子どものみならず親も転居することとなり、人口流出に拍車をかけています。
- また、町村人口の増加を促す施策として、短期的には、結婚・出産・子育てを支援する施策を展開することが必要です。特に出産については、産科医不足が発生しており、地域ではなく遠くの病院でないと出産ができない状況

にあります。中長期的には、若年層が町村に住み続けるための生活環境（まち・しごと）を整備しなければなりません。一方、東京圏から地方への移住を促進するためには、しごとの創生に併せ住居の創生が必須であり、その手段として空き家の提供や住宅建設用地の確保があげられます。空き家においては、移住希望者が即入居できる状態を維持する必要があり、そのための経費負担が問題となっています。また、住宅建設用地においては、中山間地域の町村の平地は限られ、その平地の多くは農地であることから農振法の農用地区域の設定がされ、その除外には多くの課題があり、住宅建設用地の確保に苦慮しています。

- 加えて、移住希望者はインターネットに掲載される情報だけでなく、地域の詳細な情報や広域的な情報を求めています。このため、町村の担当者が情報を共有する仕組みの創設は、移住を促進するために必要なものであると考えます。
- 最後に、「まち」の創生ですが、「しごと」と「ひと」の創生を図ることにより、自ずと地方に持続可能な「まち」が創生されると考えます。したがって、地方創生推進交付金については、町村が滞りなく総合戦略を達成できるように、地方創生の理念に沿った事業である場合におけるハード事業への更なる充当を認め、一地方公共団体あたりの申請事業数の上限の撤廃など、柔軟性及び自由度が高く、かつ、継続的な交付金であることが求められます。

【具体的な提案・要望内容】

1 「しごと」の創生

- (1) 地方への仕事の創生に向けたさらなる国機関の地方移転可能機関の拡大と積極的な政府機能の移転及び本社移転の推進
- (2) 地域雇用が見込める林業・木材産業の構築とその支援（PR 等）

2 「ひと」の創生

- (1) 産科医や医師不足地域への医師確保対策の強化
- (2) 産前産後ケアセンターの周知徹底と利用促進の為の支援(送迎費用の負担等)の拡充
- (3) 総合診療専門医の育成推進
- (4) 乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げ
- (5) 越県高校入学に伴う転居に関する隣接都県協定の締結
- (6) 空き家等の利活用対策に対する財政支援
- (7) 農振除外における柔軟な運用と義務付け等の廃止
- (8) 移住についての情報を町村の担当者が共有する仕組みの創設

3 「まち」の創生

地方創生推進交付金については、ハード事業の更なる充当を認め、申請事業数の要件緩和を含めて、自由度が高く、かつ、継続的な運用を確保するとともに、その規模を拡充

3 町村財政基盤の強化について

【提案・要望の要旨】

町村税源の充実及び地方交付税の所要額を確保すること。また、地方の安定的な財政運営や円滑な事業執行に必要な総額を確保すること

【現状と課題】

- 町村は自主財源が乏しい中、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められており、住民ニーズに即応した諸施策の推進等、厳しい条件の下、自らも積極的に行財政改革に取り組んでいるところです。
- このような中、地方分権の推進のためには、安定的かつ税源の偏在性が少ない地方税体系を早期に構築するなどの財政基盤の強化が必要であるとともに、町村間の税源が偏在する中で、国が町村に一定の行政水準の確保を求めている以上、地方交付税制度における財源保障と財源調整の二つの機能を十分に発揮することが不可欠です。
- 町村にとって固定資産税は、極めて重要な財源です。雄大な富士山の眺望や緑豊かな自然、首都圏からのアクセスの良さも相まって町村には多くの別荘が建てられています。これらの別荘地域において、近年、いわゆる「セカンドハウス」（主たる住宅の他に所有する住宅で、地方税法第349条の3の2「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」の適用を受ける住宅）が近年多く建てられ、町村の税収に影響を与えています。
- 平成28年度からトップランナー方式について16業務が着手されておりますが、トップランナー方式の導入にあたって、民間委託等が困難である条件不利地域や小規模の町村財政に支障を生じさせないように配慮した制度とする必要があります。
- また、町村の財源不足への対応は、地方交付税の法定率の引上げなどの抜本的な改革によることとし、臨時財政対策債による補てん措置は、廃止する必要があります。
- 資金調達能力が弱い町村にとっては、長期・低利の公的資金を安定的に確保されることとともに、地方債の一層の充実が望まれます。
- なお、消費税の10%への移行が延期となる場合には、社会保障に関する財源確保について未だに不透明であるため、その財源負担を地方に求められることが懸念されます。
- 最後に、国及び県が行う交付金及び補助金に関する事業については、財政状況の厳しい町村にとって、地域の課題解決を図るため、非常に重要なものとなっております。これらの事業は、課題が解決されるまで継続して実施する必要がありますが、特に、個人番号カード交付事務費補助金及び山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業については、対象としている課題が依然として解決に至っていませんので、国、県の責任のもと、継続して実施する必要があります。

【具体的要望内容】

- 1 町村税源の充実強化
 - (1) 基幹税目を中心とした税源移譲による租税総額に占める地方税割合の増加
 - (2) 法人実効税率については、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、

法人課税の枠組みの中で地方税財源を確保し、引下げの影響を地方に与えることのないよう必要な措置

- (3) 固定資産税の安定確保への配慮
 - (4) 地方税法施行令第36条第2項及び地方税法施行規則第7条の2の16に規定される別荘の定義である「専ら保養の用に供するもの」についての明確化
 - (5) ゴルフ場利用税はゴルフ場所在町村において環境保全などの地域振興における貴重な財源となっていることから、現行制度の堅持
 - (6) 自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税の導入にあたっては、町村に減収が生ずることがないように必要な措置
 - (7) 消費税増税が延期となる場合においては、財源について地方負担を求めないようにする必要な措置
- 2 地方交付税制度の充実・堅持
- (1) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方共有税」への組み替え及び地方交付税所要額の確保
 - (2) 地方交付税は地方の固有財源であり、本来地方が自主的に決定すべき事項に関し、国の政策目的を強制するための手段として用いることの禁止
 - (3) 地方交付税の持つ財源保障機能及び財源調整機能の堅持並びに地方財政計画における歳出特別枠の維持
 - (4) 地方交付税の算定においては、町村の人口構成や地理的・社会的条件等の違いを勘案して、特に条件不利地域における行政サービスの需要の的確な反映。特に「人口」については、平成28年度から、平成27年国勢調査の人口を用いることとしているため、人口が減少している町村への影響は甚大である。ほとんどの町村で人口が急減していることも踏まえ、人口急減補正の拡充を図り、町村に対する交付税が減額されることがないように必要な措置
 - (5) 町村の公債費負担の状況に鑑み、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する算入率の引上げ及び対象事業の拡大
 - (6) 三位一体改革で大幅に削減された地方交付税の全額復元
 - (7) 臨時財政対策債を撤廃し、地方交付税の法定率の引上げ
 - (8) トップランナー方式の導入にあたっては、条件不利地域及び小規模の町村等、それぞれの実態を踏まえ、町村の財政運営に支障が生じないように十分な配慮
- 3 地方債の充実改善
- (1) 地方債資金の所要総額の確保
 - (2) 地方債の元利償還金については、町村の財政運営に支障が生ずることがないように必要な措置
 - (3) 公共施設等の除去における地方債の継続的な発行
- 4 交付金及び補助金の充実
- (1) 個人番号カード交付事務費補助金の平成28年度と同額確保
 - (2) 山梨県生活困窮者自立支援緊急対策事業の継続

4 山梨県地方税滞納整理推進機構の継続設置について

【提案・要望の要旨】

地方税の滞納整理や、その技術及び徴収率の更なる向上を図るため、平成29年3月末に再び設置期限が到来する山梨県地方税滞納整理推進機構について、平成29年度以降も継続設置すること

【現状と課題】

- 県と市町村共同の任意組織である山梨県地方税滞納整理推進機構（以下「機構」という。）は、平成20年3月に3年間の設置期間で設立され、平成23年度及び26年度と2回にわたり設置期間を延長しましたが、平成28年度末に設置期限を迎えます。
- 機構のこれまでの取組により、平成19年度には88.3%であった県内市町村の徴収率が、平成26年度には92%と、3.7ポイント向上しました。
- このように機構は、県と市町村が密接に連携して徴収対策に取り組んできたことにより、町村職員の徴収技術の向上や、毅然として滞納処分を行う姿勢の浸透などの意識改革が図られ、徴収能力の向上に成果をあげています。
- しかしながら、県内市町村の徴収率は、全国の市町村の徴収率（95.5%）と比べて3.5ポイントも低く、全国46位と下位に低迷していますので、今後も機構と町村が連携した取組により町村職員の徴収技術を一層向上させ、滞納整理を強力に推進する必要があります。

【具体的提案・要望内容】

山梨県地方税滞納整理推進機構の最低3年間の継続設置

5 情報通信基盤整備による地域間情報格差の 解消について

【提案・要望の要旨】

いつでも、どこでも、誰でもICTの恩恵を実感できる社会の実現に向け、情報通信基盤整備を促進し、地域間の情報格差(デジタル・ディバイド)を解消すること

【現状と課題】

- 性別、年齢等を問わず、国民の誰もが活躍する社会である一億総活躍社会の実現に向け、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。この一億総活躍社会の実現のためには、介護や経済等、様々なことに必要となるICTを活用していかなくてはなりません。
- ブロードバンド・ゼロ地域については、総務省の施策により平成22年度までに解消され、超高速ブロードバンドについても、自治体や民間事業者の積極的な取り組みにより、平成27年度末における世帯カバー率が99.9%となっており、着実に整備が進んでいます。
- しかし、条件不利地域の中には、採算性等の理由から、民間事業者による光ファイバ網が整備されていない地域が一部残されており、自治体による整備にも限界があることから、支援策の拡充が求められています。
- 町村が整備した光ファイバ等の情報通信基盤については、電柱移設等に伴う光ファイバ等の架け替えや、老朽化による設備等の更新など、整備後の設備の維持管理については大きな財政負担が生じています。
- 特に前者については、道路拡幅・歩道の敷設・電柱の老朽化・地権者による要請など様々な要因による電柱移設が頻繁にあり、一部のケースを除いて町村が光ファイバ等の架け替え工事費用を全額負担しているため、財政を圧迫しているのが現状です。

【具体的提案・要望内容】

- 1 超高速インターネット網の整備促進と整備後の安定的な運用の確保
 - (1) 民間CATVその他情報通信事業者の光ファイバ網の整備に対し、町村が支援する場合の財政措置の拡充
 - (2) 町村が整備した超高速ブロードバンド基盤について、維持管理及び更新(大規模な敷設替等)に対する新たな支援措置

6 防災・災害対策の強化について

【提案・要望の要旨】

本年4月14日に熊本地震が発生し、熊本県や大分県の多くの市町村に被害をもたらし、現在も多くの被災者が避難所生活を余儀なくされている。本県においても、東海地震等の大規模地震、連動地震の発生及び富士山噴火が懸念されるため、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、早急に防災・災害対策を見直し、より迅速な対応を可能とする体制を整備すること。また、想定以上のゲリラ豪雨や大雪などの大規模地震以外の風水害及び富士山噴火に対し、安心・安全なまちづくりの実現を図るため、防災・災害対策について一層の充実を図ること。

【現状と課題】

- 今後起こりうる大規模災害に備え、防災・減災、発災、復興対応について一元的に行える防災省を設置することは、災害対策に有効であると考えます。
- 大規模地震や連動地震の発生が想定されるなか、災害に強いまちづくり、住民の安心・安全対策を早急に講ずる必要性に迫られています。特に富士山噴火が起こった場合には、一刻も早い地域住民の避難と物資の運搬をはじめとした人的な支援が必要となります。そこで、富士山が噴火した際には、迅速な避難、救援活動を行うためにも、中央自動車道及び東富士五湖道路を無料開放することが求められます。
- このような大規模な災害が懸念される中、「緊急防災・減災事業債」は平成28年度までとされているため、このままでは防災・減災対策に財政上の負担が大きく生じ、必要となる事業を実施することが困難となってしまいます。
- また、平成26年2月の記録的な大雪では、除雪作業が追い付かず、道路網が寸断され、物流が途絶えたことにより食料品をはじめとする生活物資が不足する事態となりました。
- このような状況に対処するため、行政区域にとらわれず、それぞれの自治体の備蓄物資を把握し、不足物資を相互に補う供給の機能と、被災地の自治体が欲しい物資の情報を発信し、確認した自治体が物資を届けるといった需要の2つの機能をもつ「救援物資連携ネットワーク（仮）」を構築することが有効であるかと考えます。
- 大規模な震災が起こった場合には、被災町村では自身も被災をした中、災害救助、被災者支援等多岐にわたる業務を限られた職員で行わなければならない、迅速性を要する復旧・復興・生活者支援が滞ることが懸念されます。特に、生活者支援の入り口である罹災証明の発行は多くの人手と専門知識が必要となります。そこで、罹災証明事務について迅速に対応するためには、県

が主導的立場から知識のある職員の応援要請を被災していない県内及び県外の他町村に行うことによって相互に罹災証明事務従事者を補完するといった体制を広域的に構築しておく必要があります。

- 現在町村では、所有者不明土地が多く、危険性のある箇所もあり、大規模災害が起こった場合においても、所有者不明土地があることにより復興作業に遅れが生じてしまうことが危惧されます。このため、防災・災害対策事業を始めとした公益性の高い事業に関しては、所有者未確定のまま事業着手できる特例を設け、迅速に事業が実施できるような制度改正が必要です。
- さらに、改正までにおける現状の所有者確定作業については、人的・財政的負担が大きく、財政力の弱い町村では、すべてを対応することはできません。
- また、町村においては、災害から町民の生命、財産を守り、社会生活及び地域経済の安定を図るべく、公共施設の耐震化工事や避難所等における発電機、浄水器その他の防災資機材や消防車両の整備を計画的に実施し、地域防災対策の強化に取り組んでいるところでありますが、まだまだ整備が足りない状況です。
- よって大規模災害に即応できる防災・災害対策及び消防・救急体制の充実を図るため、用途を極度に限定しない柔軟な財政支援措置等の拡充・強化が求められます。
- なお、住民の生命財産を守る事業にもかかわらず、国庫補助金の採択が見送られる事案が見受けられますが、原則的には最優先に採択されるものと考えられます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 防災省の設置による防災・災害対応の一元化
- 2 富士山噴火の場合における、中央自動車道及び東富士五湖道路の無料開放
- 3 緊急防災・減災事業債制度の恒久化
- 4 需給両面活用できる「救援物資連携ネットワーク（仮）」の構築
- 5 県主導により町村職員への罹災証明事務についての応援要請を行う広域的な相互支援体制の構築
- 6 所有者未確定のまま事業着手できる特例の制定及びその制定までの間の人的・財政的な支援
- 7 避難所等における発電機、浄水器その他の防災資機材及び消防団における消防車両購入補助制度の創設
- 8 用途を極度に限定しない柔軟な財政支援措置の拡充・強化
- 9 国庫補助金における最優先採択

7 国民健康保険の安定運営の確保について

【提案・要望の要旨】

増え続ける医療費等の財源確保のため、財政基盤を強化すること。また、制度の広域化に向けて地域の実情を反映すること

【現状と課題】

- 国民健康保険が抱える慢性的な資金不足を解消するために、町村では特定健診、特定保健指導及びがん検診推進事業等の受診率向上や、疾病の早期発見・早期治療の努力を続けるとともに、医療費の適正な支出に心がけ国民健康保険事業運営の円滑化を図っております。
- しかし、国民健康保険財政は、失業による国保加入者の増加などにより、保険税収入が見込めないケースが増えています。
- また、医療技術の進歩や高齢者の占める割合が増えていることから、受診者が伸びていること等による医療費の増加が避けられないため、困難な運営が続いています。
- 国では、財政基盤強化策を継続実施しておりますが、町村の財政状況は依然として厳しい状況にあり、その基盤をさらに強化するため、国庫負担による財政支援措置の拡充が求められています。
- このような中、平成29年4月に予定されていた、消費税の増税を先送りする場合は、税収減に伴い財政支援を縮減するようなことはあってはなりません。
- 現在、過疎地域として指定され、直営診療施設がある町村においては、より効率的な医療サービスを提供するため、従来の診療施設の統合を検討する町村もありますが、対象施設が減ることにより特別調整交付金に大幅な減額が生じるため、事業の運営に深刻な影響を及ぼすことのないような緩和措置が求められます。
- また、国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助金については、特別調整交付金算定省令の交付基準により補助基準額が決定されるため、同様に大幅な減額が生じることとなります。
- そのため、特別調整交付金の算定基準が、小規模自治体の状況を鑑みた内容となる事が求められています。
- 今後は、平成27年5月に成立した医療保険改革法により、平成30年度の国民健康保険広域化にむけた制度を町村の実態を踏まえたものとしていくため、今までの保険者としての実践もある町村の意見を取り入れ地域の実情に合わせた制度としていく必要があります。

【具体的提案・要望内容】

- 1 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化
- 2 診療施設を統合した自治体に対しては、統合後の診療所単位ではなく、統合前の施設ごとに交付するなどの緩和措置の創設
- 3 国民健康保険制度の広域化に向けて地域の実情の反映

8 地域医療の充実について

【提案・要望の要旨】

地域の医療水準を確保するため、医療を充実させること

【現状と課題】

- 医師不足は、医師臨床研修制度等の影響により深刻化しています。特に専門分野の医療が進んできたことは、都市部に医師が集中する現象を作り、地方の医師不足に拍車をかけています。
- 地方においては、高齢化に伴い、慢性疾患で治療を必要とする患者が年々増え、開業医自身の高齢化で閉院する診療所もあり、年々医師確保が大きな問題となっています。
- また、産婦人科不足も課題となっており、平成27年4月から、峡南医療センター市川三郷病院では「産科セミオープンシステム」を導入し、山梨大学医学部附属病院で出産予定の一部については妊婦健診が可能となりましたが、その他の医療機関においても産科医療体制の維持・充実を図るためには、国や県による支援が不可欠です。さらに、発達障害の疑いのある幼児が増えているため、産科医療のみでなく小児神経科等の専門医も確保していく必要があります。
- 過疎地域では特に問題が深刻化し、地方病院等の協力により派遣していただいている非常勤医師が、派遣元の病院自体の医師不足により、削減の予定となり、診療所の診療時間や診療日数の削減を検討せざるを得ず、医師が1名しかいない診療所においては、その医師が病気、怪我等の場合には、休診することになってしまいます。このような状況から過疎地域では専門医を配置する医療体制を構築することは難しく、総合診療専門医が必要となっています。
- 地方創生を推進していくうえで、産科医の確保を始めとした医療体制の整備は、人口流出に歯止めをかけ人口の自然増といった「ひと」の創生の基盤となるものです。
- しかし、地方において医師を確保し、医療提供体制を充実させることは、もはや県や町村だけの努力では限界があり、実効性のある対策を早急に講じることが必要であります。

【具体的提案・要望内容】

- 1 臨床研修終了後、一定期間医師不足地域等へ勤務することを義務付けるなど、具体的な制度の創設
- 2 産科医や医師不足地域への医師確保対策の強化
- 3 総合診療専門医の育成推進

9 がん検診及び定期予防接種に対する財政支援について

【提案・要望の要旨】

全てのがん検診及び定期予防接種に係る事業費について、全額国庫負担にて財政支援を図ること

【現状と課題】

- 各町村は、がんの早期発見・早期治療により、住民の命と暮らしを守るとともに医療費抑制に繋げるため、国の政策に呼応し、独自の検診項目を加えながら、各種がん検診に取り組んでいます。
- これに対する国の財政支援は、一部の補助事業を残しながら、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの検診については、地方交付税措置の対象とされています。
- しかしながら、交付税では、がん検診の費用としていくら充てられているか明確ではなく、また、交付税自体も全体が縮減される状況であり、「がん検診受診率50%以上」を達成するためには検診事業費の確保に不安を覚えるところです。
- がんは、日本人の死因のトップであることを勘案すれば、明確に国の事業として各種がん検診を位置付け、相応の国庫負担により実施すべきであると考えます。
- また、定期予防接種については、ここ数年、定期予防接種の対象項目が増えています。平成25年度には、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種が始まり、平成26年度には、水ぼうそう・高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が開始され、平成28年度には、10月からB型肝炎ワクチンの接種が開始されました。
- 定期予防接種は、地方交付税措置の対象となっていますが、今後も対象項目の増加が予想されており、がん検診と同様に地方交付税自体の縮減から将来的な事業費確保に不安があります。
- おたふくかぜ、ロタウイルスワクチン等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、子どもを感染から守るため、早急に定期予防接種の対象とする必要があります。
- 最後に、任意による予防ワクチン接種後の副作用により、健康被害が生じた場合の救済については、現在、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）等への申請を基に医療費の支給決定等がされますが、申請から決定まで約8か月の期間を要しています。また、支給に関しては、入院治療を必要とする程度

の医療に該当しない場合には、不支給となり、被害者における経済的負担は多大なものとなっています。

【具体的提案・要望内容】

- 1 全てのがん検診に係る費用の全額国庫負担
- 2 定期予防接種にかかる費用の全額国庫負担
- 3 おたふくかぜ、ロタウイルスワクチンの定期予防接種化
- 4 任意による予防ワクチン接種後の副作用による健康被害への医療費等の支給決定までの期間の短縮及び救済要件の緩和

10 医療費助成制度について

【提案・要望の要旨】

各種医療費助成制度の法定化及び窓口無料化を実施した場合に発生するペナルティ（国民健康保険の国庫負担金等の減額措置）の廃止

【現状と課題】

- 現在、山梨県の単独事業による医療費助成制度は、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度及び乳幼児医療費助成制度がありますが、これらの医療費助成制度は、山梨県だけではなく、全国の多くの自治体が独自の政策として実施されている現状があります。
- 山梨県の乳幼児医療費助成については、山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱に基づき、「通院は5歳未満児、入院は未就学児」に交付されていますが、国の平成27年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」によると、通院に関し5歳未満児までの助成は、47都道府県中7県に限られ、一部自己負担はないにしても、全国的に見て山梨県は低い助成対象年齢となっていますので、少なくとも入院と同様の未就学児までの対象拡大を希望します。
- 山梨県内の町村では、県の基準に上乗せして独自に助成する町村が増加しており、居住する地域によって助成対象や金額等が異なることで、地域間格差が生じています。少子化が著しい今日、子どもに対する医療費助成制度は子育て支援の大きな柱のひとつであり、県内のほとんどの町村でその対象年齢を12歳年度末又はそれ以上まで拡大しています。
- このように、全国的に実施されている制度であって、地域間格差が生じている状況であれば、国が主体となり全国一律的な新たな制度を創設し、かつ、恒久的な制度として確立して国策として実施することが望ましいのではないのでしょうか。
- また、医療費助成の方法として助成対象者が窓口で一時的に治療費を負担し、その後還付を受ける「償還払い」ではなく、窓口での負担がない「窓口無料化」とした場合、受診しやすく、不必要に医療費が増加（波及増）し、償還払いを採用している自治体と比較して不公平であるとの理由から、国によりペナルティ（国民健康保険の国庫負担金等の減額措置）が課されています。
- 医療費助成制度の目的は、一定の基準を満たす人の経済的負担の軽減、健康の保持、生活の安定であり、国策として1億総活躍社会の実現を目指すのであれば、子育て支援、障害者支援は重要な施策であり、助成対象者にとってより利便性の高い窓口無料化の実施を積極的に図るのが本来の姿だと思います。

ますので、医療費助成制度の窓口無料化に対するペナルティの早急な廃止が望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 各種医療費制度の法定化及び恒久化
- 2 乳幼児医療助成制度における助成対象年齢の拡大
- 3 各種医療費助成制度の窓口無料化に対するペナルティの早急な廃止

1 1 介護保険事業の国庫負担等の拡充について

【提案・要望の要旨】

増え続ける保険給付費に対し、介護保険事業の財政基盤を強化すること

【現状と課題】

- 現在、県内のほとんどの町村で高齢化率は年々上昇し、それに伴い要介護認定者数も増加しており、保険給付費の伸びに繋がっています。
- 保険給付費が伸びると一般会計からの繰入金も増加します。合併した市町村のうち、地方交付税に大きく依存する自治体では、地方交付税合併算定替えの段階的縮減及びその後の一本算定により、今以上に厳しい財政運営を迫られることとなります。その状況下で、毎年増え続ける一般会計からの繰入金は、自治体財政を危機的な状況に追い込むと考えられます。
- また、介護保険制度では、計画の見直しごとに第1号被保険者の負担率が引き上げられ、併せて増え続ける保険給付費により、第1号被保険者の保険料も引き上げをせざるを得ず、負担する被保険者にとっては限界を迎えつつあります。
- さらに、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年も迫り、今後も高齢化率の上昇傾向は続くと推測されており、要介護認定者数の増加と保険給付費の伸びは避けられません。
- 今般の介護保険制度改正により、公費を投入して低所得者の保険料を軽減する仕組みが実現しましたが、現行の財源の仕組みがこのまま続くと、保険料の上昇と一般会計への圧迫により、介護保険事業の運営に深刻な影響を及ぼすこととなります。このような事態を避けるためには、介護保険事業の財政基盤を強化する必要があり、町村及びそこに暮らす第1号被保険者へのさらなる財政支援が望まれます。

【具体的提案・要望内容】

介護保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど介護保険財政基盤の拡充・強化

1 2 身体障害者手帳及び精神障害者福祉保健手帳の交付までの期間の短縮について

【提案・要望の要旨】

県が交付する身体障害者手帳及び精神障害者福祉保健手帳の交付までの期間の短縮

【現状と課題】

- 身体障害者手帳については、身体障害者福祉法第15条、精神障害者福祉保健手帳については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条において、いずれの手帳も、都道府県知事に交付権限があります。
- 手帳の交付における申請については町村が窓口になっていますが、申請を受理してから手帳交付までに、身体障害者手帳については1か月程度、また、精神障害者福祉保健手帳にあっては、その倍程度の期間を要しているのが現状です。
- 申請者は、手帳が交付されるまでの間、各種サービスの提供を受けることができず、大変不便な生活を余儀なくされています。
- 障害の認定については、医学的な知見による専門性が必要とされ、障害の度合いにより受けられるサービスも異なることから慎重な審査が必要なことは十分承知していますが、自立支援医療費（精神通院医療費）及び精神障害者福祉保健手帳審査会の開催回数を増やしたり、システムの導入等事務の簡略化をしたりして、交付までの期間の短縮化を図ることが望まれます。

【具体的提案・要望内容】

各種手帳の交付までの期間の短縮

1 3 森林の保全対策について

【提案・要望の趣旨】

森林の多面的機能を維持していくために必要な森林環境の保全、水源の涵養等に必要な対策を講ずること

【現状と課題】

- 森林を有する町村では、多くの公益的機能を持つ森林の保全という重大な責務を負っています。しかし、間伐の遅れによる森林の荒廃、地域の過疎化・高齢化による林業従事者の減少等といった理由からその責務を全うすることが困難になってきています。
- このような状況下で、特に、里山の荒廃林は野生獣の住処になっており、農林業に大きな被害を及ぼしています。
- また、荒廃した里山の竹林は、地下茎が弱ることから土砂災害につながり、住環境への悪影響も懸念されます。
- さらに、中山間地域の集落では、裏山を背負った人家が多く、森林の未整備による土砂崩落や大雪による倒木や雪崩の危険にさらされています。
- このことから、地域ごとの状況に合わせた森林の整備が不可欠であり、特に水源涵養林を有する自治体では、水源涵養林保全のため、地域の過疎化及び高齢化等の課題がある中で、森林の整備や後継者対策などの施策を独自に推進しているところがあります。しかし、財政的な限界があることから全てを賄うことは非常に厳しい状況であり、国及び県での十分な財政措置が必要となります。
- このため、県では平成24年度から導入された森林環境税を原資とする補助事業を創設しました。しかし、事業要件として、受益地は20年間皆伐できない等の制約があり、使い勝手のよい補助事業とは言えません。
- さらに、国では2016年度税制改正大綱において森林整備の財源に充てるため、市町村の森林面積に応じて分配される新税「全国森林環境税(仮称)」の検討を決定しました。しかし、導入時期が明確に決まっていないなど詳しい内容が決まっていません。森林の保全のため「全国森林環境税(仮称)」の早期実現が望まれます。
- また、松くい虫被害が近年の温暖化などの気象状況の変化により、本来到達しないと言われている高標高地域まで見られるようになってきています。一方で、地域によっては、森林と民家が混在していること、急傾斜の山が多いことなどから、事業費がかさみ防除事業が進まないなどの問題があり、薬剤散布や破碎処理駆除が実質的に厳しい現状です。駆除方法も制限された防除事業には限界があり、被害範囲は年々拡大しています。

- さらに、林道や登山道は、県有林や国立公園となっている地域が少なくありません。これらの道の整備などについては、自然公園法など多くの規制があることから、関係法令の調整が必要であり、町村が独自に道を整備することは、非常に厳しい現状となっており、国及び県による支援が望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 雪害対策等、住環境を守るための地域の実情に即した森林整備への支援
- 2 適正な森林整備・管理への支援制度の拡充及び柔軟な制度運用
 - (1) 県森林環境税を活用した補助制度の要件緩和
 - (2) 全国森林環境税（仮称）の早期実現
- 3 森林病虫害の拡散・増加の防止及び予防対策の強化並びに広域的、重点的な松くい虫等被害対策事業の継続と十分な予算確保
- 4 林道・登山道の整備等に係る法規制の手続きを円滑に進めるための支援

1 4 林業・木材産業の振興及び特用林産物の生産振興について

【提案・要望の趣旨】

林業振興、特用林産物の生産振興及び地域経済の活性化に必要な対策を講ずること

【現状と課題】

- 山梨県は、県土の約8割を森林が占める全国有数の森林県です。森林は、林産物の供給はもとより、山地災害の防止、水資源の涵養、生活環境の保全などの機能も有していることから、適正な整備・保全による機能維持・向上の重要性が年々高まっています。
- しかし、依然として林業・木材産業を取り巻く状況は厳しく、人口の減少と高齢化が進みつつあり、山村地域の存続が困難となることが懸念され、森林が有する公益的機能の低下への影響が危惧されています。
- こうした状況を踏まえ、国は、「森林・林業基本計画」（2016年）において、2025年までに木材自給率50%以上の目標を掲げて、国産材が伐採現場から加工・流通・消費までの全経路にわたって効率かつ安定的に供給され、消費者の信頼を得ることができるような林業・木材産業の基盤強化が求められています。
- また、「新成長戦略」においても「森林・林業」を成長分野として位置づけています。更に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月1日に施行されました。本県では、この法律に基づき、平成23年3月15日に「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定して、県内の公共建築物の木造化・木質化を図るとともに、公共土木工事等において木材の利用を積極的に進めていくこととしています。
- しかしながら、継続的な林業・木材産業の確立を実現するためには、効率的な木材生産体制の確立・流通加工体制の構築など多く課題が山積しております。
- 一方で、県南部地域では、災害から住環境を守るため竹を植栽し、その副産物として筍を地域の特産物として生産し、地域活性化及び地域経済の一役を担ってきました。
- しかし、地域住民の高齢化により、竹林の手入れができなくなるにつれて竹林も荒廃が進んでおり、筍の生産減少はもとより、里山等竹林以外への竹の侵入が課題となっているなど、早急な対応が求められています。
- このような中、県では昨年「やまなし森林・林業振興ビジョン」を策定し、

「材」「エネルギー」「場」の3つのキーワードごとに基本方針と、平成36年度までの施策の展開方向と数値目標を定めました。しかし森林の適正な整備・保全による機能維持・向上の重要性は年々高まりつつも、林業・木材産業を取り巻く状況は厳しさを増す一方です。県をあげての地域活性化と地域経済の向上を目指した「やまなし森林・林業振興ビジョン」の早期目標達成が望まれます。

- また、森林・林業施策の推進の一環として、先の第190回国会において成立した森林法等の一部を改正する法律において、森林の所有者や境界の確定等を図る林地台帳を平成31年3月までに作成することが市町村に対し義務づけられました。
- 国より「林地台帳及び地図整備マニュアル（案）」も公表されました。これによると県で林地台帳の整備方針を作成することとなっております。県内団体と連絡を密にとり、町村にとって無理のない作業スケジュール、作業工程や役割分担を含んだ整備方針を要望します。
- さらに林地台帳整備における問題として所有者不明森林の所有者の特定があげられます。林地台帳公開時までには全ての所有者不明森林の調査を行う必要はないとのことですが、公開後も引き続いての所有者特定作業、所有者の申し出による林地台帳の修正を行う必要があります。森林所有者特定には時間、専門知識、費用が必要となります。そのため、林地台帳に関する相談窓口の開設、弁護士等専門家への相談費用などの林地台帳整備に係る費用の国による全額補助などの支援が求められます。
- 町村は林地台帳整備により、森林の健全化、担い手育成、地域雇用の創出につながられればという思いの中、限られた人員、財源で林地台帳整備に取り組んでいます。国や県による技術面・財政面での手厚い支援、また林地台帳整備に伴い林業担い手育成、国産材活用の情報提供などの林地台帳活用にむけた支援が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 県産材の利用促進にむけた支援
 - (1) 県産材の利用促進における補助制度の拡充と適用範囲の緩和
 - (2) 県産材の効果的な利用方法に関する情報提供
- 2 「やまなし森林・林業振興ビジョン」の早期目標達成
 - (1) 地域雇用が見込める林業・木材産業の構築とその支援措置
 - (2) 特産林産物の生産振興に対する支援措置
- 3 林地台帳整備に向けた支援
 - (1) 林地台帳整備に向けた無理のない整備方針の作成
 - (2) 林地台帳整備に向けた技術的支援
 - (3) 林地台帳整備に掛る専門家の派遣、相談窓口創設などの費用の全額国負担
 - (4) 担い手育成など林地台帳公開後の活用に向けた土壌づくり

1 5 野生鳥獣被害対策の継続強化について

【提案・要望の要旨】

町村が行う被害防止計画に基づく野生鳥獣被害対策事業の円滑な実施と必要な財政措置を講ずること

【現状と課題】

- 野生鳥獣による被害は、生産物の損失のみならず、営農意欲の減退低下、営農離れをもたらすなど、農山村の生活に深刻な影響を与えております。
- このことから、今後も増加する野生鳥獣被害や生息域の拡大に対応するため、地域全体での被害防止体制の整備、各地域における連携した被害対策を強化する必要があります。また、被害の軽減を図るために、短期集中的な対策だけでなく、継続的、計画的な対策が必要であります。
- しかし、町村一地域での対策だけでは限界があります。野生鳥獣被害は越県・広域的な全国規模の問題です。野生鳥獣被害防止のために全国規模の野生鳥獣被害対策を行う必要があります。そのため国主導による強力な野生鳥獣被害対策を講じることが求められます。
- また県においても、平成28年度より民間事業者を活用した捕獲事業を実施しておりますが、今後も認定鳥獣捕獲等事業者の拡大や認定事業者が継続して野生鳥獣の個体数調整へ取り組める環境づくりなど県規模での野生鳥獣被害対策が求められます。
- 被害防止計画に基づく野生鳥獣被害対策として、侵入防止柵の整備などを実施し、その費用に対して、国や県の補助と併せ町村独自の補助制度も創設して対応しておりますが、年々財政負担が増大している状況にあるため、引き続き十分な予算の確保による財政支援が求められます。
- 平成24年3月に鳥獣被害防止特別措置法が改正され、鳥獣被害防止の取組みに対する支援及び地域における担い手確保とともに、個体数調整の実行性を一層高める観点から、鳥獣被害対策実施隊を設置してその隊員が中心となって行う活動や実施隊の体制強化のための取組みに対し重点支援が行われることとなりました。
- 平成28年4月末時点において、全国で1,000以上の実施隊が設置され鳥獣被害対策に取り組んでいますが、本県で実施隊を設置しているのは22市町村となっています。実施隊の設置による優遇措置や重点支援を受けながら、地域ぐるみで鳥獣被害防止に取り組んでいくためにも、実施隊設置及び設置後の安定的な運営のための国・県の特別な支援が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 国主導による強力な野生鳥獣被害対策の継続的な実施
- 2 野生鳥獣の個体数調整へ民間企業も活用した取組の継続的な実施
- 3 鳥獣被害防止総合対策交付金事業等のハード・ソフト両面に対する予算枠の継続的な確保と拡充
- 4 町村における「鳥獣被害対策実施隊」設置促進・安定的な運営への支援強化

1 6 太陽光発電施設適正導入ガイドラインの運用について

【提案・要望の要旨】

太陽光発電施設適正導入ガイドラインを事業者等へ遵守・徹底させるための体制を町村と協力して整備すること

【現状と課題】

- 太陽光発電は家庭や事業所の省エネルギーを推進する観点からも促進すべきものでありますが、平坦地の少ない山梨県では、山間部や農地への施設設置事例が発生しており、防災や景観、環境の面で問題が生じています。
- そのため県では、太陽光発電施設の設置に伴う問題に対応するために平成27年11月に太陽光発電施設の適正導入のガイドラインを策定したところでもあります。
- この太陽光発電施設の適正導入ガイドラインは全国知事会において、先進政策バンクの優秀政策にも選ばれ、先進的な取り組みと計画段階から撤去廃棄までを網羅した内容が評価されています。
- 一方で、太陽光発電施設適正導入ガイドラインの対象は10kw以上の太陽光発電施設を設置する事業者を対象としていますが、太陽光発電はカドミウムや鉛を使うこともあり、規模にかかわらず事業が失敗した場合「負の遺産」として太陽光発電施設が残されてしまう可能性があり、環境面での影響が心配されます。
- 太陽光発電施設の適正導入ガイドラインには法的拘束力がありません。町村としては事業者等にガイドラインを遵守するようお願いするしかありませんが、全ての事業者等にガイドラインの遵守を徹底することは町村のみでは難しいのが現状です。
- 山梨の豊かな環境、富士山麓などの景観、そして地域住民を守りながら、地域と調和した太陽光発電施設の整備がなされるよう県と町村が指導体制を構築し、連携して事業者等に対して太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの遵守を働き掛ける必要があります。
- 太陽光発電を設置するうえで電気事業法など関係法令は多岐に渡っています。そのため業者も準備に手間取り、申請まで時間を要したり、市町村においても関係部署で担当者が異動してしまい手続にさらに時間を要するなど現場での混乱が起きます。現在、県では「大規模太陽光発電事業等の関連法令」として太陽光発電事業の関連法令一覧を公開しています。そこでこの一覧をもとに、関係法令のチェックリストを作成していただきたいと考えます。事業者は、事前にチェックリストより関係法令を確認できます。また、チェ

ックリストを各自治体の窓口書類を出す際の添付書類とすることで、自治体、事業者ともに関連法令、提出書類を確認できるようになり、事務処理がスムーズに行われることが期待できます。

- さらに、県内の市町村で太陽光発電について考えるため、事業者についての情報交換や問題の共有など太陽光発電施設設置に関する市町村の担当者会議の設置も必要であると考えます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの遵守を徹底させるための県と市町村が連携した指導体制の構築
- 2 太陽光発電施設設置の関係法令、提出書類のチェックリストの作成
- 3 担当者会議の設置

1 7 農業振興地域制度について

【提案・要望の要旨】

農振計画変更の事務手続きの柔軟な運用と迅速化を進めること

【現状と課題】

- 都道府県においては、「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づき農業振興地域整備基本方針を策定するとともに、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として農業振興地域を指定し、この指定に基づき町村は農業振興地域整備計画を策定しています。
- この農業振興地域整備計画（農振計画）において設定した農用地区域は、優良農地の確保と有効利用の促進を図り、地域農業の振興に大きな役割を果たしております。
- しかし、近年、農村では、高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加するなど、活力が低下している状況となっております。
- このような中、人口減少対策として進める移住・定住促進では、移住者の住宅建設用地の確保が必要であるとともに、企業誘致についても、立地できる用地の確保を必要としていますが、農地の総量確保の観点から農振除外が容易にできない強い縛りが存在しています。
- また、農振計画の変更については、県との事前協議など多くの時間を要する場合もあり、移住希望者や進出希望企業の意向に即応できないことは人口増加にもつながらず、町村における各施策にも大きな影響を与えています。
- このため、農振計画変更の事務手続きの柔軟な運用と迅速化が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 農振計画変更の事務手続きの迅速化
- 2 農振計画変更に係る県との協議・同意の廃止

1 8 道路網の整備促進について

【提案・要望の要旨】

高速自動車国道、地域高規格道路及び国道・県道・市町村道の整備について、利便性及び防災交通機能を考慮し確実に推進すること

【現状と課題】

- 周囲を険しい山々に囲まれた本県において、道路は日常生活や社会経済活動を支える最も基本的な社会基盤として極めて重要な役割を果たしております。しかしながら、他県と比較して道路整備が進んでいるとは言えない状況にあるため、地域の振興や活性化並びに利用者の利便性及び防災交通機能を考慮して、幹線道路から町村道の生活関連道路に至るまで、体系的な整備が求められています。
- 現在整備が進められている高速自動車国道は、我が国の産業経済の発展に必要な社会資本であり、国の骨幹的な施設として整備を進める必要があります。高速自動車国道及び地域高規格道路等は、一極集中型の都市構造を改善し、地域の個性ある発展を促すとともに、地域間の連携、交流を促進するものとして早急な整備が求められています。
- 中部横断自動車道増穂 I C 以南については、国土交通大臣から平成 29 年度の供用予定と示されていましたが、先般事業者から一部区間について難工事の箇所が点在し、工程を精査しているとの発表があったことから、供用の遅れを心配しているところでもあります。また、北杜市から長野県佐久穂町までの区間については、未だ基本計画区間であり、整備計画区間への早期の格上げが求められています。
- 中央自動車道上野原 I C 以東においては、慢性的な渋滞が発生し、特に小仏トンネル付近を先頭にした渋滞により、経済的、時間的損失が発生しています。このことから、平成 27 年 8 月に国土交通大臣から中日本高速道路株式会社に対して渋滞対策の事業許可がなされましたが、完成までに 10 年程度かかることも想定されることから早期完成が求められます。また、「下り線」の渋滞についても物流・観光などの多方面から渋滞対策の検討が望まれています。
- 富士北麓地域は、世界に誇る富士山や富士五湖をはじめとする国際観光地として、毎年、国内外から多くの観光客を受け入れており、その周辺観光地への回遊性の向上を図ること及び富士山噴火や東海地震などの大規模災害が懸念される中、災害時における沿線地域からの避難、救援ルートとしてスマートインターチェンジの整備が求められています。
- これら高速道路の効果を最大限に活用するための地域高規格道路として、

本県では「新山梨環状道路」の整備が進められています。

- さらに、南関東地方との連携、交流を促進するため、現在、整備中である第二東海自動車道への連結強化が必要であり、国道138号(須走道路及び御殿場バイパス(西区間))の早期整備が求められています。
- 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の判断にあたっては、災害の未然防止、救急医療アクセス、災害時の代替ルート確保等地域の実情も反映されることが望まれます。
- また、町村道の整備のため地方創生道整備推進交付金の十分な予算枠の確保と配分が求められます。町村道、広域農道において整備が行き届いていないのが現状です。普段の使用、緊急時の安全な使用のため計画的な整備が必要です。地方創生道整備推進交付金の十分な予算枠の確保、事務手続きの簡素化など地方にとって使用しやすい制度が望まれています。

【具体的提案・要望内容】

- 1 中部横断自動車道の早期実現
 - (1) 事業中区間(新清水JCT～増穂IC)の平成29年度の全線完成
 - (2) 基本計画区間(北杜市～佐久穂町)の整備計画区間への早期格上げ
 - (3) 沿線地域振興計画との協調連携(地域活性化に資するIC・SA・PA・道の駅の設置)
- 2 中央自動車道の整備及び利用の促進
 - (1) 上野原IC以东の「上り線」渋滞対策事業の早期完成及び「下り線」の渋滞対策の検討
 - (2) (仮称)富士吉田北スマートIC、(仮称)富士吉田南スマートIC、笛吹八代スマートIC、(仮称)談合坂スマートIC及び(仮称)甲府中央スマートICの整備促進
- 3 地域高規格道路等の整備促進
 - (1) 新山梨環状道路の北部区間の広瀬IC～桜井IC間の整備促進と事業化されていない残りの区間の早期事業化及び東部区間の整備促進
 - (2) 甲府富士北麓連絡道路の計画路線への早期格上げ
 - (3) 国道138号の須走道路及び御殿場バイパス(西区間)の整備促進
- 4 広域的な主要道路網の整備促進
- 5 国道・県道の整備促進及び町村道の均衡ある道路網の整備推進
 - (1) 災害にむけた国道・県道の計画的な整備促進
 - (2) 町村道整備に向けた地方創生道整備推進交付金の十分な予算枠の確保

1 9 治山治水事業の推進強化について

【提案・要望の要旨】

地域住民の生命財産や生活基盤を守り、安心して暮らせる町づくり村づくりのため、治山治水事業を推進強化すること。また、真に必要な公共事業として、各種災害に対する防災、減災対策を実施すること

【現状と課題】

- 本県は、地形が急峻かつ地質的に脆弱で、その大部分が地震防災対策強化地域等に指定されることから、東海地震や南海トラフ地震をはじめ、大規模災害時のライフライン確保及び危機管理対策等、各種防災対策の総合的取組みが強く求められており、町村としても特別な財政負担を余儀なくされています。
- 近年頻発する地震や豪雨豪雪などにより、県内町村においても治山事業の必要箇所が増大しています。大規模災害を未然に防止し、地域住民の生活基盤を守るため、補助対象とならない小規模な事業では町村が単独で整備に取り組んでおります。しかし県単独補助事業が難しい中、町村財政は厳しい状況にあります。治山事業の強化推進のため、町村が行う小規模事業への県単独事業の拡大が強く望まれます。
- また、土砂崩れや地すべり等対策工の流水処理についても一体的かつ総合的に実施することで、防災効果をより高めることができるため、県においても、組織内の連携を密にするとともに、流水処理においても責任ある対応が求められます。
- 台風や洪水の被害を未然に防止し、住民の安全・安心を確保するための護岸や排水施設などの河川管理施設の改修等に加え、堰堤など防災基盤整備を進めるほか、流出土砂の堆積等による河床の上昇が見られる箇所については、早急な浚渫工事の実施が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の総合的かつ強力な推進
 - (1) 治山事業の推進強化
 - ① 県単独事業の範囲拡大を含めた治山事業の推進強化
 - ② 地すべり、土砂崩れ等対策工流水処理の実施
 - (2) 砂防堰堤及び土砂災害防止対策等、砂防事業の強化
 - (3) 法面保護及び落石防止等、急傾斜地崩壊対策事業の強化

2 河川事業の推進強化

(1) 河川重要水防区域及び護岸未整備箇所を整備推進

(2) 河川の浚渫、堤防の除草、自生雑木の除去等、定期的かつ継続的な河川維持管理の強化

20 上水道・下水道事業の安定的な経営確保について

【提案・要望の要旨】

上水道・下水道事業における施設等の維持補修・整備、更新に対する財政支援及び償還に関する地方交付税措置等の財政支援の充実を図ること

【現状と課題】

- 上水道事業は、昭和30年代以降の高度経済成長期を起点に人口の増加、給水・整備区域の拡張によって年々増加する水需要に対応するため、水道施設の整備を進めてきました。
- こうした中、上水道・簡易水道事業については、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化等に鋭意努力してきたところであります。
- 安全で良質な水道水の供給、自然災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して多様化してきており、町村としては、こうした住民の要望に応え、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、信頼される強靱で持続可能な水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなくてはなりません。
- これら様々なニーズや課題への対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を各町村が独自で負担することは、水道事業経営に及ぼす影響も大きく、国並びに県における柔軟な財政支援なくしては不可能であります。
- また、簡易水道事業は、平成28年度までに上水道事業へ統合することが国の方針として示されていますが、簡易水道事業の多くは、中山間地に位置し人口減少が著しく立地条件に恵まれていない地域が多く、脆弱な財政基盤や技術職員の不足など、極めて厳しい状況にあります。
- 現状の簡易水道施設整備補助金は、財政力指数0.3を超える市町村においては補助率4分の1、0.3以下の市町村においては3分の1と少なく、十分な補助率とは言えません。財政力指数0.3を超える市町村においては補助率3分の1、0.3以下の市町村においては2分の1にするといった、簡易水道施設整備補助金の補助率の拡大が求められます。
- 少ない簡易水道施設整備補助金に加え、アロケーションによる査定も加わり市町村へ支給される助成金額は大幅に減額されます。簡易水道事業の運営のためにも、アロケーションによる査定の撤廃が求められます。
- 一方で、下水道事業では、公衆衛生の向上、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に大きく寄与してきました。さらに安全・安心な社会の実現に欠

くことのできない基礎的な社会基盤であるため、県内町村においても計画的な事業執行に取り組んでいるところであります。

- 下水道事業の実施には一定の建設費用と期間を要するため、事業主体である町村が国庫補助制度や下水道事業債を活用し事業を実施しておりますが、脆弱な財政基盤と起債償還の負担は大きく、全国平均普及率と比べ、整備が進んでいない状況です。
- しかし、東日本大震災後より、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の更新の重要性が再認識され、未普及地域の早急な整備と既存施設の耐震化、長寿命化への対応が必要となり、今後更なる事業費の増加に伴う起債又は一般会計からの繰入金の増加が見込まれ、町村財政への負担が懸念されます。
- 将来における料金の安定化、下水道事業の促進及び町村財政への負担軽減を図るためにも、下水道事業補助対象事業における補助率の引上げや普及率の低い町村への重点的な配分など、下水道事業についても町村の要望に柔軟かつ適切な財政措置が取られるよう求められます。
- また、流域下水道事業は県と関連市町村が協力して事業を進めており、広域的に汚水処理を行うことで、施設の維持費、維持管理費が軽減されております。維持管理費については、本来、使用料収入で賄うものであり、町村においては使用料収入を増加させるため、接続促進に努めているところではありますが、現状一般会計からの繰入れで補っており、更なる維持管理費の縮減が必要となります。
- 町村においても、水洗化率向上のため、単独補助事業より水洗化事業を行い、促進に努めているところでありますが、限られた財源では限度がありさらなる水洗化率向上のため国からの財政支援を要望します。
- さらに山梨県公共下水道普及促進費補助金については、平成3年度から施行され、下水道普及率を上げるために市町村への財政支援として行われてきました。このことから、下水道の整備推進により普及率は上昇してきてはいるものの、平成27年度末の普及率では全国平均が77.8%に対し、山梨県では64.9%と下回っている現状のなかで、まだまだ普及率を上げなければならない状況下においては、市町村の下水道財政は非常に厳しい状況であります。
- こうした中、補助金の交付要件である生活排水クリーン処理率82%は、平成15年に公表された山梨県生活排水処理整備構想の中で、平成20年度の構想の見直しにより平成25年度までの構想目標として、クリーン処理率の整備目標値に定義されたものと思われま
- 平成26年に策定された山梨県生活排水処理施設整備構想の新たな生活排水クリーン処理率の目標は、平成35年度まで87.4%とするものです。このようなことから、下水道普及促進費補助金の対象要件処理率を87.4%に上げる見直しを要望します。

【具体的提案・要望内容】

1 上水道事業に対する要望

- (1) 水道施設整備費補助事業に対する補助率の引き上げと必要な予算額の確保
- (2) 水道基幹施設（取水施設、貯水施設及び配水施設等）の更新事業に対する国庫補助制度の拡充
- (3) 水道施設等耐震化事業の採択基準の緩和と補助率の引き上げ
- (4) 簡易水道施設整備補助金の採択基準の緩和と期間の延長
- (5) 簡易水道施設整備補助金におけるアロケーション割の撤廃

2 下水道事業に対する要望

- (1) 事業に対する財政措置の拡充と必要な予算額の確保
- (2) 基幹施設の更新事業に対する国庫補助制度を創設
- (3) 施設耐震化及び長寿命化事業の対象範囲の拡大と要件緩和
- (4) 流域下水道事業の維持管理に係る市町村負担金の軽減
- (5) 町村水洗化工事補助事業に対する財政支援
- (6) 山梨県公共下水道普及促進費補助金の要件対象率の見直し
(対象要件処理率を82%から87.4%に上げる)

2 1 社会資本総合整備事業関係予算等の充実について

【提案・要望の要旨】

社会資本総合整備事業関係予算等を活用した各種事業が円滑に推進できるよう、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための予算額を確保すること

【現状と課題】

- 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のため基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に整備・支援するための制度であり、各地域の要望を踏まえ、地域の政策課題を実現するための各種事業に所要額が配分されています。
- 県内町村においても、地域が抱える課題を抽出した上で、社会資本総合整備計画を策定し、道路、下水道、区画整理等の基幹的事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業に対し交付金を最大限活用し、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めています。
- また、平成24年度から、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災、減災対策の取組みを支援するために「防災・安全交付金」が創設され、老朽化した道路、橋梁等の長寿命化や公共施設の耐震化等による安全性の向上、市街地の防災性の向上等の地域が抱える課題へ計画的に取組んでいます。
- しかしながら依然として国の当初内示額が町村の要望額を大幅に下回るなど、事業を推進する上で必要な交付金が十分に確保されていない状況にあります。社会資本整備が遅れている地域や財政力の弱い地域では、計画期間内に必要な事業の執行ができないなどの支障が生じているため、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を安定的に確保することが求められます。また、交付金の運用に当たっては、用途や目的に関する自由度を高めるとともに、地方にとってより使いやすいものとなるよう制度の弾力的運用が図られることが望まれます。さらに、社会資本総合整備事業関係の予算枠は平成26年度から上昇しているにもかかわらず、山梨県への予算配分枠は年々減少しています。予算配分枠の拡大が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、社会資本総合整備事業における山梨県の十分な予算枠の確保

- 2 継続事業や年度間の事業費の変動等に配慮し、町村にとって必要な事業の執行に支障が生じないような交付金の配分
- 3 地方の裁量をより柔軟に反映できる、使いやすい制度となるよう、制度の弾力的運用及び事務手続の簡素化に対する一層の配慮

2 2 空き家対策の推進について

【提案・要望の要旨】

町村が行う空き家対策に対する利活用等の総合的な施策への助言及び財政支援を行うこと。

【現状と課題】

- 全国における空き家数が増加する背景には、国民の新築住宅志向や国が住宅産業の振興を推進したことで、昭和40年代以降、住宅総数が総世帯数を上回ることによる供給過剰が続いたことが大きな要因の一つとして挙げられます。
- こうした中、山梨県における空き家率の推移をみると、平成20年の20.3%から一貫して上昇を続けており、平成25年では22.0%と全国平均13.5%を大きく上回り全国最下位となっています。
- 空き家の増加は、景観の悪化だけでなく、老朽化若しくは地震や台風等の自然災害により倒壊する危険性があるなど防災の面でも、住民の安全・安心そして快適な生活環境の確保の支障となっています。
- これら諸問題を早期に解決する対策として、平成27年5月に完全施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する「空家等対策計画」に基づき、空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の利活用・除却等の空き家対策が挙げられます。
- 国土交通省においても空き家の活用を後押しするために、全国の自治体が運営する「空き家バンク」の情報を一元化し、2017年度にはホームページで公開することを決めました。行政区域にとらわれず効率的に移住者が目的に沿った県内の空き家を検索でき、機会を逃すことなく即時に対応できることから、その構築は大変有効であると考えます。
- 加えて、移住者は地域の詳細な情報や広域的な情報を求めています。このため、町村の担当者が情報共有する仕組みの創設は、空き家解消、移住を促進するために必要なものであると考えます。
- なお、町村においては、人口ビジョンや総合戦略において人口減少対策に積極的に取り組んでいるところです。地域において新しい子育て世代や高齢者世帯など今後移住者として期待される世代に対応した豊かな住環境を創出し、空き家の利活用を整備していく必要があります。
- 空き家の利活用対策としては、移住に適した住み替えや地域コミュニティーの拠点となる施設等への転用など、各空き家の状況や地域の実情に応じて取り組むことが重要であります。
- しかしながら、空き家対策事業を展開するうえで既存の空き家再生等推進

事業では、空き家の改修費等は滞在体験施設、交流施設等の用に供するために行うものに限定されており、空き家を買取り又は借り上げ移住者向けの住宅として活用する場合の改修事業は対象外としています。このことから、空き家の利活用を促進するためには、県からの財政支援のほか、県並びに町村が連携して空き家の改修費用の一部を助成する制度を創設するなどの取り組みも必要と考えます。

- よって、町村の空き家対策の即時性、実効性の観点から県による財政面で十分な措置、助言等必要な援助、移住希望者と町村の担当者をつなぐ仕組みが必要不可欠であります。

【具体的提案・要望内容】

- 1 空き家等の利活用対策に対する継続的な財政支援及び県独自の助成制度の創設
- 2 町村が行う空き家等対策に必要な技術的な助言等必要な援助
- 3 移住についての情報を町村の担当者が共有する仕組みの創設

2 3 教育環境の充実について

【提案・要望の要旨】

義務教育期における教育環境（教職員配置）の確保・充実を図ること

【現状と課題】

- 町村は、山間へき地等小規模校を多く抱え、課税客体も相対的に乏しいことから、義務教育費国庫負担金の一般財源化により懸念される地域格差及び過疎地域の学級編制や学校運営等への対応が課題としてある中で、それぞれの地域に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数学級を推進するなど、教育環境の充実を図っていかなければなりません。
- また、小・中学校の通常の学級において、特別な教育的支援を要する児童・生徒の状況も増加の傾向にあり、これまでも特別支援教育支援員の配置に向け、交付税措置による財政措置の拡充が図られてきましたが、これらの児童・生徒への対応に1校1人の特別支援教育支援員だけでは対応できない状況にあります。特別支援教育支援員を単費負担で配置している町村もありますが、財政状況も厳しく、継続して雇用していくことは難しい状況です。
- 小規模町村あるいは過疎地域では、依然、複式学級の編制や町村単独教職員の配置をせざるを得ない状況であり、国におけるさらなる学級編制の標準の改善及び教職員定数の改善が行われることが必要です。
- さらに、小規模中学校においては免許外教科担任解消のため非常勤講師が配置されていますが、小規模中学校非常勤講師取扱要綱において7学級の中学校については県教育委員会が指定するようになっており、配置がされなければ、主要3教科へ複数教員を配置することができません。また、勤務時間の目的外使用はできないものとされており、一部を除く研修への参加や教材作成等する際は町村の単費負担となっています。
- また、県内町村の多くは主に財政的理由から指導主事を単独ではなく共同設置しています。よりきめ細かな学校教育に関する専門的事項の指導をするため指導主事の派遣又は配置のための財政支援が望まれます。
- 県境の町村では高校進学にあたり近隣の県外公立高校への進学を選択する場合があります。その際、入学条件に親を含めた転居要件があるため高校入学と同時に県外へ転居してしまいます。各町村では出生から子育て支援を施していますが高校入学と同時に県外へ転居されてしまうため、人口減少対策という観点から越県高校入学に関し転居なしでの入学許可と自宅通学が可能となるよう各都県との隣接都県協定を結ぶことが望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 地域に応じたきめ細かな指導ができるよう少人数教育推進に向けたさらなる学級編制の基準の改善及び教職員定数の改善
- 2 複式学級及び免許外教科担当職員の解消のため、複式学級編制の基準及び教職員定数の改善
- 3 通常学級においても特別支援が必要である学級の県費負担教員の配置増員並びに特別支援教育支援員の増員に対する交付税措置の増額等の財政措置の拡充
- 4 事務職員などの配置基準の改善
- 5 小規模中学校における免許外教科担任の解消を図るために配置する非常勤講師の配置基準（7学級の中学校への拡大）の改善及び教材作成等の時間の確保
- 6 指導主事の派遣又は配置に対する財政措置
- 7 越県高校入学に伴う転居に関する隣接都県協定の締結